

(参考資料)

1	専門家会合参集者リストP 1
2	妊娠週数別分娩状況P 2
3	各国及び日本の産前産後休業の制度の状況P 5
4	妊産婦等に係る就業制限業務の範囲P 6
5	各国及び日本の危険有害業務に係る規制の状況P 7
6	危険有害業務への就労実態についてP 8
7	危険有害業務に係る業界ヒアリングP10
8	EUにおける母性保護（危険有害業務）についてP11
9	有害物質の女性労働基準規則における規制と各種勧告値等との比較P12
10	国連勧告に基づく化学物質の危険有害性の程度等の分類についてP15

母性保護に係る専門家会合参集者名簿
(50音順、敬称略)

岸 玲子 北海道大学大学院医学研究科教授

佐藤 章 福島県立医科大学医学部教授

城内 博 日本大学大学院理工学研究科教授

○ 中林 正雄 総合母子保健センター愛育病院院長

村田 雄二 大阪大学大学院医学研究科教授

森 晃爾 産業医科大学副学長

(○は座長)

図1

分娩週数別 件数

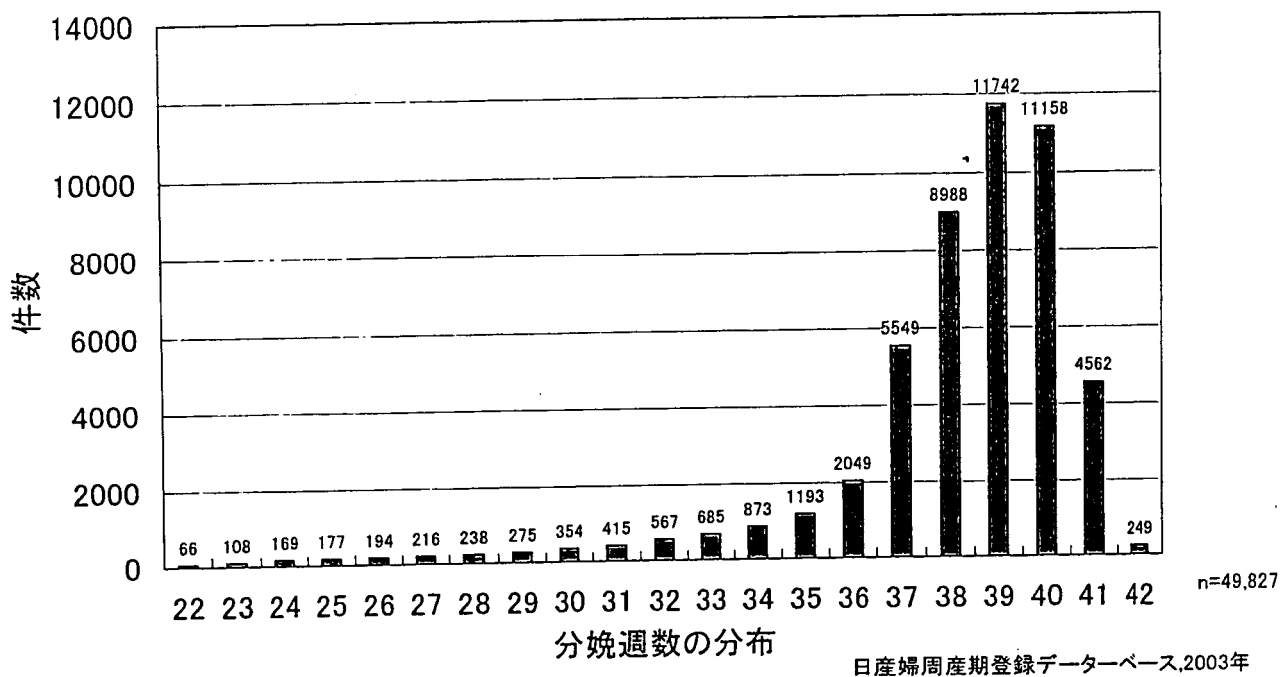


図2

単胎の累積出産パーセント

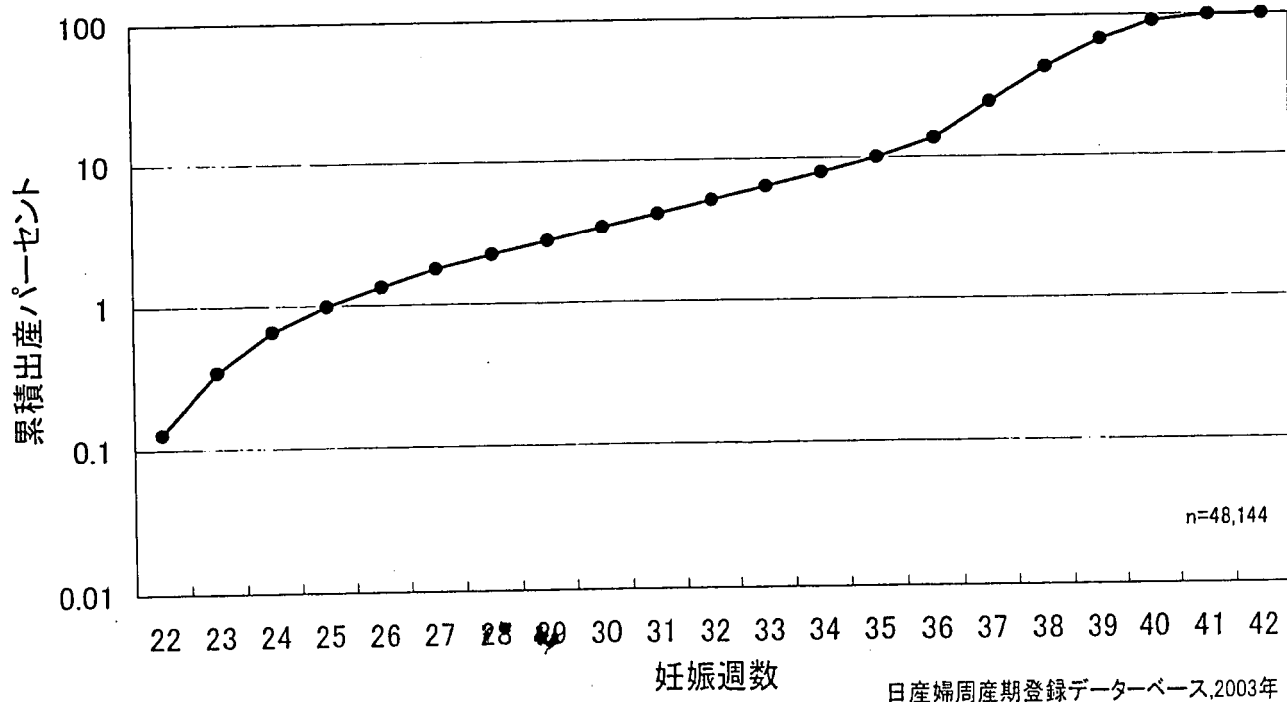


図3

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)軽症の分娩週数分布

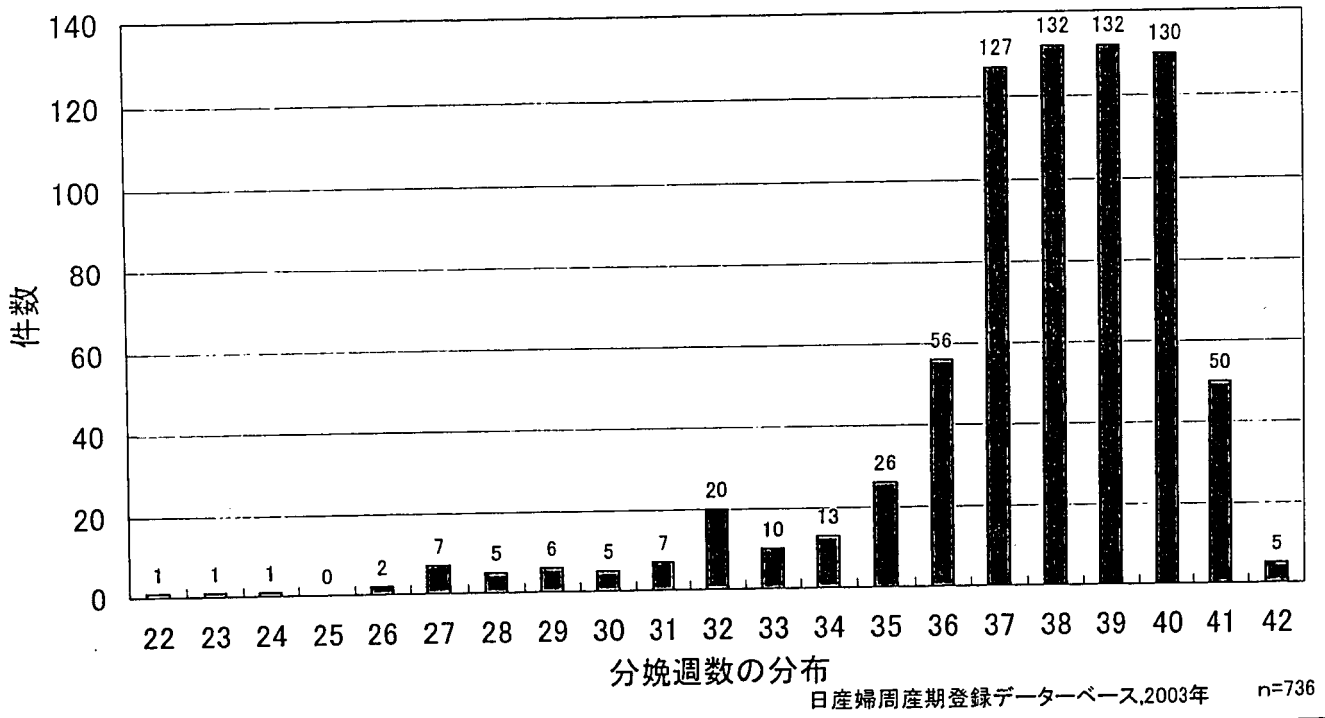


図4

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)軽症の累積出産パーセント

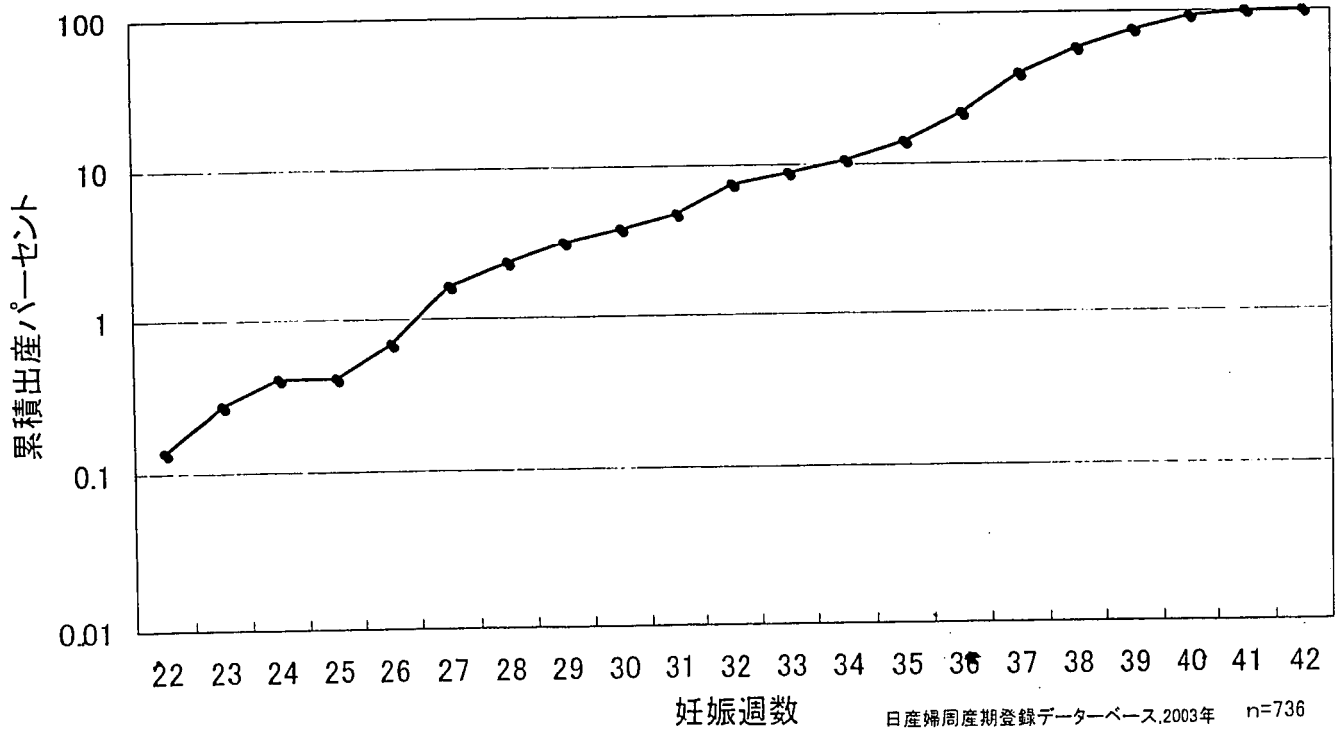


図5

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)重症の分娩週数分布

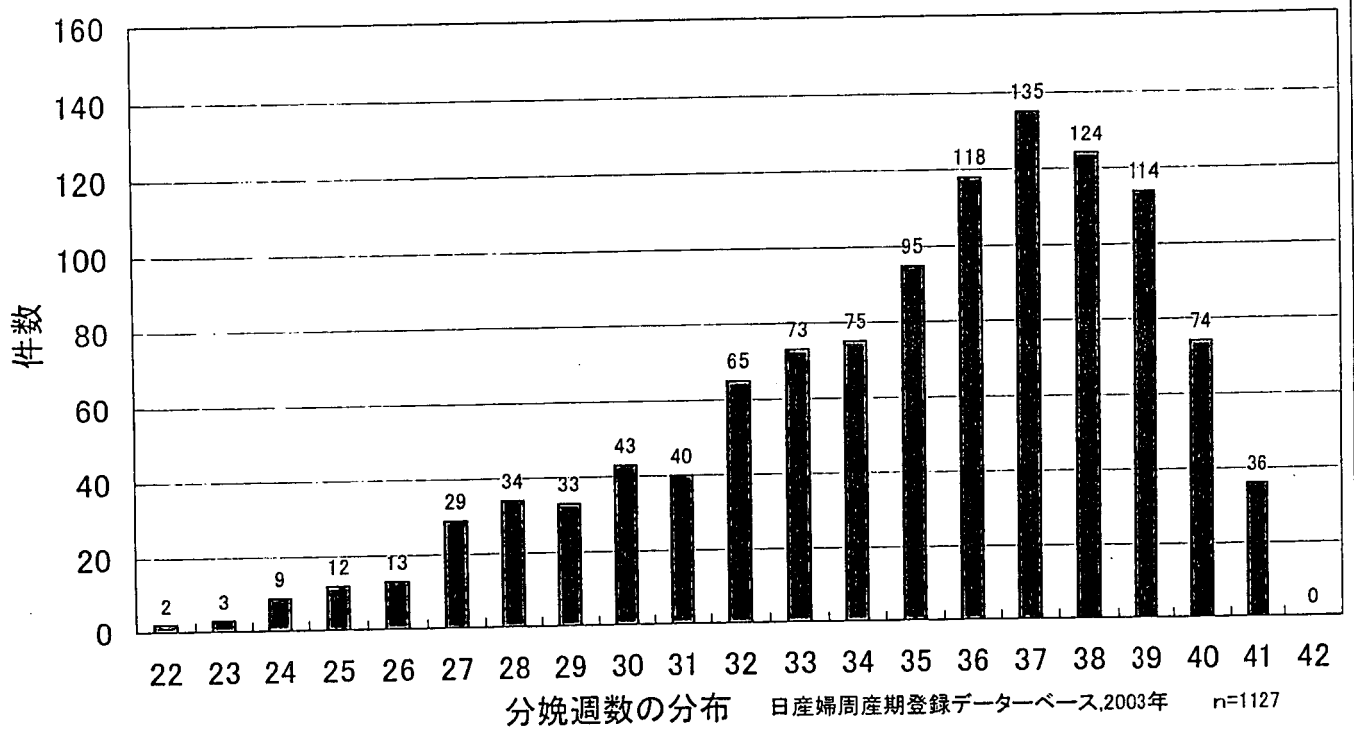
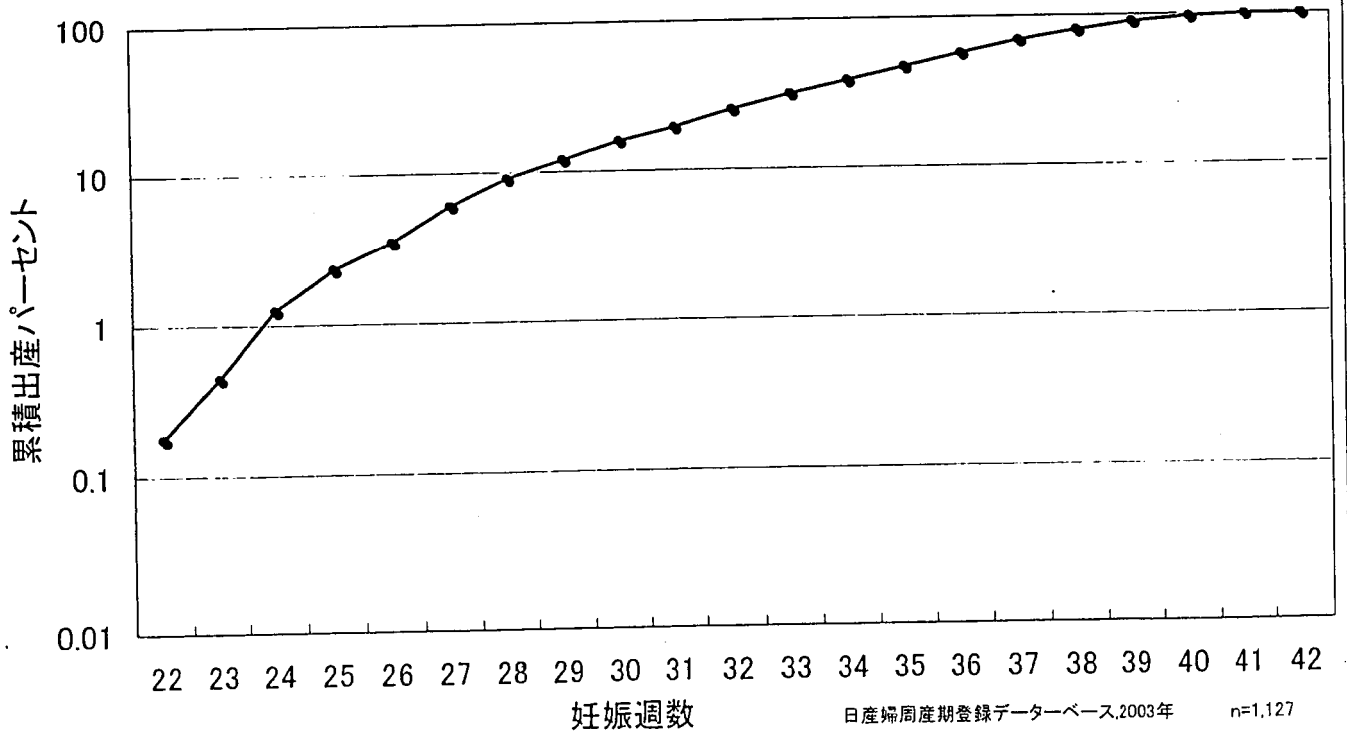


図6

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)重症累積出産パーセント



各国及び日本の産前産後休業の制度の状況

	ILO条約(第183号)	イギリス	ドイツ	フランス	EU	日本
休業期間	14週間(産後6週間を含む)	26週間(出産予定日の6週間前から取得可能)	産前6週間、産後8週間	産前6週間、産後10週間 第3子以降の場合は産前12週間、産後22週間	14週間	産前6週間、産後8週間
うち強制休業	産後6週間	産後2週間	産後8週間	産前2週間、産後6週間	出産前後の2週間	産後6週間
多胎妊娠の場合			産前6週間、産後12週間	双胎の場合は産前12週間、産後22週間 3つ子以上の場合は産前24週間、産後22週間		産前14週間、産後8週間
備考	妊娠、出産に起因する病気等の場合、休業の権利を保障	上記の休業をした者で、勤続1年以上の労働者は、上記の休業の終了日から26週間の追加の休業が可能	早産の場合、産後休業期間が延長される	妊娠、出産に起因する病気の場合、医師の指示により、産前2週間、産後4週間で限度に延長が可能		事業主は、保健指導・健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために、休業等の必要な措置を講ずる義務

妊産婦等に係る就業制限業務の範囲

(表1)

×…女性を就かせてはならない業務
 △…女性が申し出た場合就かせてはならない業務
 ○…女性を就かせてもさしつかえない業務

女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容			女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容		
	妊婦	産婦	その他の女性		妊婦	産婦	その他の女性
1号 重量物を取り扱う業務 (表2参照)	×	×	×	12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
2号 ボイラーの取扱いの業務	×	△	○	13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○
3号 ボイラーの溶接の業務	×	△	○				
4号 つり上荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	14号 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○	15号 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○	16号 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
				17号 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務			
7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	18号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
8号 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。) 又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤(自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。) に木材を送給する業務	×	△	○	19号 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
				20号 著しく暑熱な場所における業務			
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○	21号 多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
				22号 著しく寒冷な場所における業務			
10号 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○	23号 異常気圧下における業務	×	△	○
				24号 さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務			
11号 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○				

(表2)

下の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量(単位:kg)	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

各国及び日本の危険有害業務に係る規制の状況

	ILO条約(第183号)	イギリス	ドイツ	フランス	EU	日本
		妊産婦リスク評価	妊産婦一律就業禁止タイプ	女性一般一律就業禁止タイプ	妊産婦リスク評価+就業強制禁止タイプ	女性一般一律就業禁止タイプ
危険有害業務一般	妊産婦について、母又は子の健康に有害な業務に就くことを強制されないことを保障	母性に関するリスク評価を行い、これが明らかになった場合、リスクを回避するために必要な措置を講じる	妊産婦について、過酷な肉体労働等一定の業務の就業を禁止	女性一般について、体力の限界を超える等の一定の業務の就業を禁止 (さらに妊産婦について一定の就業制限あり)	妊産婦について、リスクがあると考えられる業務について、評価を行い、これが明らかになった場合は業務転換等の措置を講じる	女性一般について、妊娠、出産に係る機能に有害である一定の業務の就業を禁止 (さらに妊産婦について一定の就業制限あり)
重量物	(勧告において、重量物取扱い業務を妊産婦に有害な業務の一つとして挙げている)		妊産婦について、一定重量以上の重量物を取り扱う業務の就業を禁止	女性一般について、一定重量以上の重量物を取扱い業務の就業を禁止 (取扱いの形態により、制限重量は異なる)		女性一般について、一定重量以上の重量物を取り扱う業務の就業を禁止 継続作業 20キロ 断続作業 30キロ
有害物質	(勧告において、有害な化学的因子にさらされる業務を妊産婦に有害な業務の一つとして挙げている)		妊産婦について、鉛等にさらされる業務の就業を禁止	女性一般について、一定の有害物質にさらされる業務の就業を禁止	妊産婦について、鉛等にさらされる業務に就くことを強制されない	女性一般について、一定の有害物質が発散する場所での就業を禁止

危険有害業務への就労実態について

1 女性の活躍を推進する上での問題点別企業割合（複数回答）

（単位：％）

	合計	女性の勤続年数が平均的に短い	家庭責任を考慮する必要がある	一般的に女性は職業意識が低い	顧客や取引先を含め社内で一般の理解が十分である	中間管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である	時間外労働、深夜労働をさせにくい	女性のための就業環境の整備が不足している	重量物の取り扱いや危険有害業務の制限がある	女性の活躍を推進する方法がわからない	その他	特になし
産業・規模計	100	43.4	48.7	20.8	10.9	10.0	35.5	4.1	14.1	2.4	5.2	16.4
鉱業	100	46.4	60.1	21.5	3.3	4.8	34.3	8.4	35.2	3.9	9.2	7.7
建設業	100	39.4	50.9	27.1	12.7	5.6	35.1	4.0	21.6	6.1	4.3	9.7
製造業	100	44.5	53.9	21.7	11.0	14.1	40.5	3.8	17.1	2.6	4.5	12.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100	38.2	43.7	24.5	12.3	12.1	43.2	12.3	17.6	1.5	5.2	14.9
情報通信業	100	58.7	48.1	19.1	11.6	7.7	26.8	6.2	2.0	2.4	3.5	16.8
運輸業	100	40.0	48.6	9.7	8.3	7.3	48.5	7.6	22.8	3.8	5.4	15.0
卸売・小売業	100	39.4	42.9	26.9	10.6	10.7	28.3	3.6	11.0	0.7	5.1	22.5
金融・保険業	100	55.6	39.8	21.0	22.0	14.3	22.7	2.4	0.7	0.8	6.5	15.6
不動産業	100	55.7	34.2	25.0	16.9	9.4	34.8	3.1	4.4	3.3	6.4	13.8
飲食店、宿泊業	100	50.9	50.0	17.3	11.3	7.1	31.1	3.1	7.5	0.3	6.0	19.9
医療、福祉	100	38.8	54.3	18.2	5.8	6.3	33.3	5.7	2.6	0.7	4.6	25.0
教育、学習支援業	100	61.3	39.8	25.1	8.2	2.3	29.1	2.2	3.9	-	3.5	17.3
サービス業	100	42.5	44.8	15.2	10.9	7.6	30.7	2.7	7.9	1.6	7.2	21.6

（資料出所）厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成15年度）

2 有害業務の種類別事業所割合

(単位：%)

	事業所計	有害業務有	有害業務の種類（複数回答）								有害業務無	
			鉛業務	粉じん作業	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	放射線業務	強烈な騒音を発する場所における業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務		重量物を取り扱う業務
総数	100.0	32.6	3.9	13.7	20.4	5.4	1.5	5.0	2.0	2.3	3.4	67.4

(資料出所) 厚生労働省「労働環境調査」(平成13年)

3 有害業務の種類別従事労働者割合

(単位：%)

	労働者計	有害業務に従事している	有害業務の種類（複数回答）								有害業務に従事していない	
			鉛業務	粉じん作業	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	放射線業務	強烈な騒音を発する場所における業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務		重量物を取り扱う業務
総数	100.0	39.0	3.1	16.0	18.1	5.8	1.6	10.1	4.3	2.7	16.3	61.0
男性	100.0	46.4	3.1	21.0	21.4	7.7	2.0	12.1	5.5	3.7	20.9	53.6
女性	100.0	19.7	3.2	3.1	9.6	0.9	0.6	5.0	1.0	0.3	4.2	80.3

(資料出所) 厚生労働省「労働環境調査」(平成13年)

(注) 「労働環境調査の調査対象」となる産業は、日本標準産業分類による鉱業、製造業、運輸・通信業(道路貨物運送業に限る。)、サービス業(自動車整備業、機械・家具等修理業に限る。)及び建設業(ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る。)となっている。

危険有害業務に係る業界ヒアリング概要

業種 ヒアリング日	概 要
製造業 (鉄鋼業) (16.9.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業の現場製造ラインには女性はほとんどいない(敬遠されている模様)。検査作業や工程管理(システム処理)に女性がいることは多少あり。なお、検査作業工程で重量物を持ち上げることがある。 ○重量物取扱業務 ・重量物取扱業務に関しては、最も早く機械化が進んでおり、今は人力で行う分野ではない(コスト面及び現実的にも困難)。部品をつくる場合等、出荷工程ではありうるが、いずれも重量は通常20kg前後。製品については、大半がトン単位なので、人力で行うことはない。 ○有害物取扱業務 ・有害物取扱業務に関しても、機械化が進み、人が関わることは少なくなってきている。
サービス業 (運送業) (16.9.9)	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道輸送 ・荷上げ・荷下ろしについては、フォークリフト(機械)作業、人力作業ともにある。 ・人力作業の荷物は1個当たり通常1kg程度。重くても30kg程度までの段ボールの積み込み等。 ・現状では女性の就業はない。 ○集配 ・女性ドライバーによる配送あり。女性の応募も増えている。 ・1個当たりの小包の重量は通常30kg未満で、30kgを超えると(例:建材、ドラム缶等)荷上げ・荷下ろしは機械作業となる。 ・一人当たり1日の小包配送数は約100個。そのうち1件当たりの荷下ろし等の作業時間は2~3分程度で、実際に小包を持っている時間はそれよりも短い。 ○引越 ・女性スタッフの従事が多い。 ・作業に関しては、目安としては一人当たり1回で運ぶ荷物の重量は30kg未満。 ○倉庫内作業 ・荷分け作業への女性スタッフの従事が多い。 ・作業に関しては、目安としては1回で運ぶ荷物の重量は30kg未満と推察。積み重ねた段ボールの移動は機械作業。 ・機械化を進めている。
建設業 (16.8.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等の就業制限とされている作業には、現実には女性全般が就いていない。 ○土木関係 ・最近では機械作業が中心で、人力作業は減少。特殊業務のみ残っているが、継続的な重量作業は減多にない。特殊業務としては石積作業があるが、持ち上げることはほとんどなく、並べる作業がほとんど。人力で持ち上げる石の重量は20~30kgといったところ。 ○建築関係 ・土木関係よりも人力作業は多いが、継続的な重量作業はほとんど行わない。 ・重量物の移動は車輛や機械を使用するが、積み卸しは人力で行っている。

EUにおける母性保護（危険有害業務）について

- 根拠・・・1992年の指令第85号（92/85/EEC）
妊娠中の労働者及び出産直後又は授乳中の労働者の職場における安全衛生の改善を促進するための対策導入に関する指令
- 保護のしくみ
 - ① 事業主は妊産婦等にリスクがあると考えられる業務についてリスク評価を行い、
 - ② リスクが明らかになった場合は、リスク回避の措置（※）をとる
※ 労働環境の改善、労働時間の調整、配置転換、休業
 - ③ 一定のリスクが明らかになった場合は、妊婦及び授乳中の労働者は当該業務に就くことを強制されない
- リスク評価に関するガイドライン
 - ① リスク評価の基準とするため、欧州委員会は妊産婦等に有害と考えられる化学物質等の評価等についてのガイドラインを制定、加盟国はこれを広く労使に周知することとされている。
 - ② ガイドラインでは、妊産婦等に有害と考えられる要因（化学的要因、物理的要因、生物的要因、労働環境等）と対応するリスク回避のための措置を例示
※ ガイドラインでは、以下のように表示されている

物質名	どのようなリスク（障害・危険）があるのか。	どのようにリスクに対処するのか。予防手段の例
水銀及びその化合物	<p>有機水銀化合物は胎児に有害な影響を与える可能性がある。</p> <p>動物実験と人についての報告によれば、妊娠期間中にこれらの水銀化合物にばく露すると、胎児の成長が遅れたり、神経組織が破壊されたり、母親が死亡したりする、ということが示されている。</p> <p>有機水銀は血液から母乳へと運ばれる。女性が、妊娠前や妊娠中に、高度に有機水銀にばく露すると、胎児を危険にさらすことになりうる。</p>	<p>ばく露を防止することが第一の優先事項とされなければならない。</p> <p>ばく露を防止することができない場合には、良い作業計画及び管理を伴う技術的手段と個人用保護具（PPE）の使用との組み合わせが、ばく露の制御方法となりうる。</p> <p>PPEは、他のすべての方法が適用できない場合にのみ、ばく露を制御する措置として用いられるべきである。PPEは、また、他の方法と組み合わせて二次的な防護対策として使用してもよい。</p>

- ③ 事業主は、リスク評価に当たっては、既存のばく露限界値（※）を考慮するとともに、妊産婦等のリスクに特別の考慮をしなければならない
※ 通常は妊産婦又は胎児にリスクを与えないレベルに設定されている。場合によっては、妊婦にはより低いレベルが設定されている場合もある。

有害物質の女性労働基準規則における規制と各種勧告値等との比較

物質名	女性則上の規制値	安衛法上の管理濃度	日本産業衛生学会勧告値	ACGIH 勧告値	EUの生殖毒性分類
鉛	0.5mg/m ³	0.05mg/m ³	0.1mg/m ³	T;0.05mg/m ³ (※)	
水銀	0.1mg/m ³	0.025mg/m ³	0.025mg/m ³ (蒸気)	T:0.025mg/m ³ (※)	
クロム	0.5mg/m ³		0.5mg/m ³	T:0.5mg/m ³	
ヒ素	1ppm		(発がん物質として管理)	T:0.01mg/m ³	
黄りん	2ppm		0.1mg/m ³	T:0.1mg/m ³	
フッ素	3ppm			T:1ppm,S:2ppm	
塩素	1ppm	0.5ppm	0.5ppm, 1.5ppm	T:0.5ppm,S:1ppm	
シアン化水素(青酸)	20ppm	3ppm	5ppm, 5.5mg/m ³	S;C4.7mg/m ³	
アニリン	7ppm		1ppm, 3.8mg/m ³	T;2ppm	
塩酸	10ppm		5ppm, 7.5mg/m ³	S;C2ppm	
硝酸	40ppm		2ppm, 5.2mg/m ³	T;2ppm,S;4ppm	
亜硫酸(二酸化硫黄)	10ppm			T;2ppm,S;5ppm	
硫酸	5000mg/m ³		1mg/m ³	T;(1mg/m ³),S;(3mg/m ³)	
一酸化炭素	100ppm		50ppm, 57mg/m ³	T;25ppm (※)	カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある)
二硫化炭素	20ppm	10ppm	10ppm, 31mg/m ³	T;5000ppm,S;30000ppm	カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性、胎児に有害であるリスクの可能性)
ベンゼン	100ppm	1ppm		T:0.5ppm,S:2.5ppm	
りん化水素			0.3ppm	T:0.3ppm,S:1ppm	
臭素			0.1ppm, 0.65mg/m ³	T:0.1ppm,S:0.2ppm	
フッ化水素		2ppm	3ppm, 2.5mg/m ³	S;C3ppm	
硫化水素		5ppm	5ppm, 7mg/m ³	T;(10ppm),S;(15ppm)	
アンモニア			25ppm, 17mg/m ³	T;25ppm,S;35ppm	
ホルムアルデヒド			0.5ppm, 0.61mg/m ³	S;C0.3ppm	
エーテル		400ppm (エチルエーテル)	400ppm, 1200mg/m ³	T;400ppm,S;500ppm	
酢酸アミル		100ppm		T;50ppm,S;100ppm	
四塩化エタン(1,1,2,2-テトラクロロエタン)		1ppm	1ppm, 6.9mg/m ³	T;1ppm	
テレピン油			50ppm, 280mg/m ³	T;20ppm	
炭酸ガス	高濃度		5000ppm, 9000mg/m ³	T;5000ppm	

(注1) ACGIHの勧告値について、

- ① T;TWA(8時間の時間加重平均)、S;STEL(短時間ばく露限度)、C(上限値)
- ② ※はTLV 勧告値の設定に当たって、生殖毒性が考慮されているもの
- ③ ()の数値は変更提案中のもの

(注2) EUの生殖毒性分類について、カテゴリー1、2、3は次のとおり

- ①カテゴリー1：人に対して生殖毒性があることが知られている物質(ある物質の人へのばく露と生殖障害の発生の因果関係を確立するに十分な証拠を有する。主に疫学的なデータによって判断される。)
- ②カテゴリー2：人に対して生殖毒性があるようにみなされるべき物質(適切な長期の動物での調査、その他の関連情報により、ある物質の人へのばく露が生殖障害を発生させるおそれがあるという強い推定を与えるための十分な証拠がある。)
- ③カテゴリー3：生殖障害作用を及ぼす可能性があるため、人に対して懸念を引き起こすが、利用可能な情報では、これについて評価が適切に行えない物質(適切な動物での調査から、有る程度の証拠はあるが、カテゴリー2に含めるには不十分である。)

(参考) 女性労働基準規則では明示的に規制されていないが各種勧告で生殖毒性があるとされている物質

物質名	ACGIH 勧告値	E Uの生殖毒性分類	備考
アクリル酸	T:2ppm (※)		
アミトロール (3-アミノ-1,2,4-トリアゾール)	T:0.2mg/m ³ (※)	カテゴリー 3 (胎児に有害であるリスクの可能性)	
t-アミルメチルエーテル	T:20ppm (※)		
一酸化二窒素	T:50ppm (※)		
エチル-t-ブチルエーテル	T:5ppm (※)		
エチレンオキシド	T:1ppm (※)		
エチレングリコールモノエチルエーテル	T:5ppm (※)	カテゴリー 2 (受胎能力を害するおそれがある、胎児に有害であるおそれがある)	
エチレングリコールモノメチルエーテル	T:5ppm (※)	カテゴリー 2 (受胎能力を害するおそれがある、胎児に有害であるおそれがある)	
2-エトキシエチルアセタート	T:5ppm (※)	カテゴリー 2 (受胎能力を害するおそれがある、胎児に有害であるおそれがある)	
塩化メチル	T:50ppm,S:100ppm (※)		
カルバリル	T:5mg/m ³ (※)		
β-クロロブレン	T:10ppm (※)		
2-クロロ-1-プロパノール	T:1ppm (※)		
2-クロロプロピオン酸	T:0.1ppm (※)		
クロロホルム	T:10ppm (※)		
1,3-ジオキソラン	T:20ppm (※)		
ジグリシジルエーテル	T:0.1ppm (※)		
2,4-ジニトロトルエン	T:0.2mg/m ³ (※)	カテゴリー 3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	
N,N-ジメチルアセトアミド	T:10ppm (※)	カテゴリー 2 (胎児に有害であるおそれがある)	
ハロタン	T:50ppm (※)		
ビニルシクロヘキセンジオキシド	T:0.1ppm (※)		
フェニルホスフィン	C:0.05ppm (※)		
フタル酸ジブチル	T:5mg/m ³ (※)	カテゴリー 2 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー 3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	
1-ブタンチオール	T:0.5ppm (※)		
1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン		カテゴリー 1 (受胎能力を害するおそれがある)	
2-ブロモプロパン		カテゴリー 1 (受胎能力を害するおそれがある)	
ヘキサフルオロアセトン	T:0.1ppm (※)		
1-ヘキセン	T:50ppm (※)		
ベノミル	T:10mg/m ³ (※)	カテゴリー 2 (受胎能力を害するおそれがある、胎児に有害であるおそれがある)	
マンガン	T:0.2mg/m ³ (Mnとして) (※)		
メチル-t-ブチルエーテル	T:50ppm (※)		
2-メトキシエチルアセタート	T:5ppm (※)	カテゴリー 2 (受胎能力を害するおそれがある、胎児に有害であるおそれがある)	
ワルファリン [I]	T:0.1mg/m ³	カテゴリー 1 (胎児に有害であるおそれがある)	
アルキル鉛		カテゴリー 1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー 3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
アジ化鉛		カテゴリー 1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー 3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
クロム酸鉛	T:0.05mg/m ³ (Pbとして)、 0.012mg/m ³ (Crとして) (※)	カテゴリー 1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー 3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
酢酸鉛		カテゴリー 1	

		(胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
りん酸鉛		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある)	○
塩基性酢酸鉛		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
メタンスルホン酸鉛		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
クロム酸鉛(クロムイエロー)		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (クロムパーミリオン)		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
ヒ酸鉛	T;0.15mg/m ³	カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
2,4,6-トリニトロレゾルシン酸鉛 (トリシネート)		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
ヘキサフルオロけい酸鉛		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○
その他鉛化合物		カテゴリー1 (胎児に有害であるおそれがある) カテゴリー3 (受胎能力を害するリスクの可能性)	○

(注1) ACGIHの勧告値について、

- ① T;TWA(8時間の時間加重平均)、S;STEL(短時間ばく露限度)、C(上限値)
- ② ※はTLV勧告値の設定に当たって、生殖毒性が考慮されているもの
- ③ ()の数值は変更提案中のもの

(注2) EUの生殖毒性分類について、カテゴリー1、2、3は次のとおり

- ①カテゴリー1：人に対して生殖毒性があることが知られている物質(ある物質の人へのばく露と生殖障害の発生の因果関係を確立するに十分は証拠を有する。主に疫学的なデータによって判断される。)
- ②カテゴリー2：人に対して生殖毒性があるようにみなされるべき物質(適切な長期の動物での調査、その他の関連情報により、ある物質の人へのばく露が生殖障害を発生させるおそれがあるという強い推定を与えるための十分な証拠がある。)
- ③カテゴリー3：生殖障害作用を及ぼす可能性があるため、人に対して懸念を引き起こすが、利用可能な情報では、これについて評価が適切に行えない物質(適切な動物での調査から、有る程度の証拠はあるが、カテゴリー2に含めるには不十分である。)

(注3) 備考欄○は女性労働基準規則で明示はされていないが、規制している鉛化合物に当たるもの

国連勧告に基づく化学物質の危険有害性の程度等の分類について

1 平成15年に、人の健康の確保、化学品の国際取引を促進すること等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性、生殖毒性等の約30項目に分け、それぞれの危険有害性ごとに、その程度等を分類（区分け）し、危険有害性の程度等に応じてドクロマーク等の絵表示を付すこと、一定の手順により化学物質の危険有害性等の詳細を記した文書（MSDS）を作成すること等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」が、国際連合から勧告（GHS国連勧告）として公表され、APEC域内においては、平成18年末までの実施が求められている。

2 GHS国連勧告に基づく化学物質の危険有害性の程度等の分類（区分け）作業は、一定の基準に基づき、個々の化学物質の試験結果、文献等から、当該物質の危険有害性の程度等を分類（区分け）することから専門的な知識が必要である。

3 これらを踏まえて、厚生労働省は、表示・MSDSが必要な化学物質について、関係省庁と連携の上、専門家を活用し、発がん性、生殖毒性等の危険有害性の程度等の分類等を行い、その結果を公表することとしている。

(参考) 危険有害性の程度等の分類（区分け）の基準の概要（生殖毒性の場合）

区分1 A：人に対して生殖機能又は生殖能力あるいは発生に悪影響を及ぼすことが知られている物質

区分1 B：人に対して生殖機能又は生殖能力あるいは発生に悪影響を及ぼすと考えられる物質

区分2：人に対して生殖毒性又は発生毒性が疑われる物質